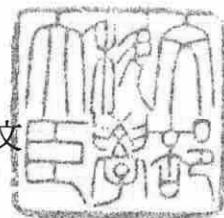




25文科高第966号
平成26年3月25日

国立大学法人東京大学長 殿

文部科学大臣
下村博文



国立大学法人東京大学の達成すべき業務運営に関する
目標（中期目標）の変更について

平成26年1月31日付け東大総企発第2号をもって中期目標の変更について意見提出のあった標記の件につき、別添のとおり定めたので、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第1項の規定に基づき、貴法人に提示します。

国立大学法人東京大学の中期目標新旧対照表

◆ 中期目標の期間及び教育研究組織	現 行	◆ 中期目標の期間及び教育研究組織	変 更 案	変更理由
<p>2 教育研究組織</p> <p>この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部・研究科等及び別表2に記載する共同利用・共同研究拠点を置く。</p> <p>別表2（共同利用・共同研究拠点）</p>	<p>2 教育研究組織</p> <p>この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部・研究科等及び別表2に記載する共同利用・共同研究拠点を置く。</p> <p>別表2（共同利用・共同研究拠点）</p>	<p>医科学研究所 地震研究所 史料編纂所 宇宙線研究所 物性研究所 大気海洋研究所 空間情報科学研究所 情報基盤センター 素粒子物理国際研究センター 東洋文化研究所附属東洋学研究情報センター 社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター 海洋基礎生物学研究推進センター</p>	<p>大学院理学系研究科附属臨海実験所が教育関係共同利用拠点として認定されたため。</p> <p>三浦半島の多様な生物種を活用する海洋教育共同利用拠点（大学院理学系研究科附属臨海実験所）</p>	